

外務大臣 國務長官 会谈録

卷

(才一三回)



外務大臣、國務長官會談集（第一回）

昭和三十年八月二十九日

まずダレス國務長官事務室において重光大臣より河野農林大臣及び岸幹事長を長官に紹介した後、長官の案内で會議室に入つた。

日本側

重光外務大臣、河野農林大臣、岸幹事長、

米側

井口大使、加瀬大使、島公使、松本官房副長官、
ダレス國務長官、マーズ次官代理、アリソン大使、
シーボルト次官補代理、マカードル次官補

重光 會談を始めるに先立つて一言したい。

私はかねてから直接貴長官にお目にかかる機会をもつことを楽しみにしていたので、ここにお目にかかるのは私の大きな喜びである。

われわれは過去數カ月間協力して來たので、既に親しい友人であるかのように感じられる。

わが国民は貴長官が今まで日本国民のためにつくされた所に負う所が多い事を充分に承知していることは、今更私から申すまでもない。貴長官はわれわれ両国民の間に今日存在する友好的親愛

關係の主たる建設者である。この關係は東亞における平和と安定の主たる支柱の一つである。真に貴長官の透徹した識見と崇高なステーツマンシップがなかつたならば、戦後の暗黒時代において、内外にわたつて、日本が直面した重大な困難を乗り切る事は出来なかつたかもしれない。私はここに日本国民に代つて深甚の謝意を表する次第である。

ダレス 重光大臣外各位を迎えることを喜ぶ。自分の特に興味を有する日本の友人に会うことは常に自分の喜びである。桑港条約は敗戦国に対して差別待遇をしなかつた点において歴史上独特の輝和条約であるが自分は日本のポテンシヤリテイに対しては高く評価しているものである。日米両国は時に意見の一致しないこともあるがより広い基礎における協力に較べればこれら不一致は些細なものと思う。今朝大統領と電話で話した際大統領がお目にかかれなことを残念に思うとともに会談が建設的な且より良好な了解を生み出すことを希望すると述べていたのでお伝えする。重光 まず自分から国際情勢並びに日米關係について、自分の見解を申し述べたい。(左記口述書を朗読、英語原文は別紙(参照))

一、ゼネバ會議の意義

原子爆弾をもつてする戦争がゼネバ四国会議によつて少なくとも差当りは阻止せられたことは人類のために歎ふべきことであるが、共產陣営と自由民主陣営との闘争は外交戦の形において今後も熾烈に繼續される模様である。われ等はゼネバ會議の指令による来る十月の四大国の外相會議の経過を注視し、非常の関心をもつてその成果を期待するものである。

ゼネバ會議は主として欧州を中心とする談し合ひであつた。東洋殊に極東の問題は別に処理を要するものが多い、これ等の諸問題の処理については日本において重大なる関心を有つものであることを米國政府において認識せられんことを望む。私はダレス國務長官に日本政府がその政策樹立のため最も緊要とする米國の現在及び将来にわたる対極東就中対中共政策に關する資料の提供を望む。

共產勢力はゼネバ會議をもつて平和攻勢の勝利なりとなし、今後もしわゆる平和政策によつて現状を維持しゆくにおいて、は終局の勝利は彼等の手中にありと感ずるもののように、彼

等は東西何れの地域においてもこの目的達成のために、国々の内外にわたる共産勢力を動員し活躍せしめつつある。近代武力において自己の劣勢を認めざるを得なかつた共産勢力は平和手段によつて形勢を有利に導かんとしつつあるものと認めらるる。この傾向は東西方面においても顕著なものがある。

二 日本における共産主義

(1) 増大する共産主義の脅威

占領時代においていわゆる平和憲法が敷かれて治安に関する凡べての法律が悉く取り除かれ共産活動に対する国家的防禦方法が皆無となつて以来、日本は共産活動を有効に制止することが出来ぬ有様であつて、共産勢力は秘密裡に巧妙な手段をもつて政治、社会、文化等社会の各方面に潛入し、その実勢力は決して侮り難きものがある。

彼等は陰に社会党と連繫し議会の内外にわたつて革命の素地を作るとに専念して今日に至つてゐる。共産党は世界規模における平和攻勢によつて情勢が有利に転回し来れることを認識して今年六月地下運動より合法運動に転進し表面に出

で決然政治の覇権を争わんとする有様である。彼等は社会党その他左翼勢力と統一戦線を形成し国会の内外における要点を確保することによつて革命の機を捕捉せんとするものごとくである。

日本の共産勢力は議会においては数において殆んど皆無に均しきも、その実勢力に至つては侮り難く共産党自身可なり
の自信を有するものと認められる。

共産勢力は憲法の改正には必死の反対を行うであらう。實際今後左右両勢力闘争の場面において憲法再検討の論議が重要且つ決定的な論点となるは明かである。国際場裡において共産勢力の主眼とする所は、欧米におけると同様東亜においても米國勢力を駆逐することにあることも又明かである。共産勢力は社会党の支援を得て反米思想を誘致し、米國勢力を漸次日本及び東亜より駆逐せんと策するものである。この点
は最近の国会における左翼政党的言論に見て極めて明りうである。彼等がかようにして日本における平和攻勢に対する国内的無防備の現状を利用してその究局の政治目的を達せん

としてゐる。われわれは共産勢力がゼネバにおける四大国外
相會議に引続きこの戦術をいよいよ推し進めんことを危惧す
るものである。

(四) 政府の反共対策

共産党、労農党及び議会勢力の三分の一を占むる社会党は共同して国家の再建に関する基本的の法案特に憲法調査会法及び国防会議法に反対してその議会通過を阻止した。彼等は予算案そのものすら反対しており、また政府の提出した米国との協力関係の法案及び条約案例えば国家の死活に関する防衛関係法案は素より余剰農産物取極めの如きについても悉くこれに反対したのみならず議会あるごとに米国との協力政策を非難し、国際共産勢力が原動力たる動きは凡べてこれを支持するとともに中共と一層近密な関係に入るべきことを主張している。共産党の主張する統一戦線は日本の国際関係に関する限り既成の事実と云うべきである。共産左翼勢力はかくして日本が経済の面においても防衛の面においても独立を完成して将来に向つて再建することを阻止しもつて日本赤化の運動に没頭しているのである。日本国民は断じてこの傾向を許してはならぬ。日本の民主主義勢力は以上の形勢に直面して共産勢力抑制のため結束を新にして国家再建の正道を前進することを決意しているのである。

反共勢力は日本が現におかれてゐる自由陣営間の一員として米
 国と緊密なる協力の下に進む以外に途のないことを了解してい
 る。現日本政府が外交の基調を米国との協調に置いているのは
 正にその意味である。しかしながら不幸にして日本国民の少か
 らざる部分が左翼運動のために甚だしく迷わされてゐることも
 また事実である。政府としては国民を指導し迷夢を解き日本再
 建の途を拓き世界の自由諸国とともに民主自由思想の確立に貢
 献せんと堅く決意しておるのである。このため政府は保守勢力
 を結集しもつて日本再建の事業を完成せんことを期してゐるの
 である。それがため、政府の基本的政策として憲法の再検討自
 衛軍備の建設、自立経済の達成は一日も速かにその実現を期せ
 ねばならぬと考へてゐるのである。

三 わが防衛努力

日米間の現在の共同防衛組織は当時の事情によつて日本が自衛
 のためにも武装兵力を有し得ないという独立否認に等しい誤つた
 憲法解釈に立つて造られたために、全く不平等の關係に出来てい
 る。即ち日本の防衛の責任は米軍の負担する処となりこれに要す

る経費の相当の部分を日本が分担することになつてゐる。

国防問題に關する日米不平等の位置は日本が自衛能力を欠くところから来る処であつて素より米国の責任ではない。しかしこの点が日本の米国への隸屬關係であるといつて左翼勢力の反米思想鼓吹の根源をなしているのである。わが政府は日米の友好協力を阻害するこの不当なる事態を是非とも改めなければならぬと考へてゐる。

現日本政府は現行憲法の下に自衛軍を建設し得るとの見解に立つてゐるので最近国会に法案を提出して国防會議を起します基礎的な国防計画を樹立せんとしたが、社会党を先頭とする左翼勢力の阻止する所となつて遂に議會を通過するに至らなかつた。国防會議法案が憲法改正調査会法案とともに不成立に終つたことは反共勢力の一大打撃であつた。しかし政府は八月初国会休会直後直に少數の關係閣僚より成る国防協議会の設定を行い直に国防計画の樹立を計つてゐる。

目下検討中の防衛計画は次ぎの如きものである。
現状において日本が近代的陸軍、海軍及び空軍を含む均整のと

れた兵力を一時に築くことは困難である。日本のなし得ることは国土防衛のための地上軍備でありこれをもつて直接侵略に対する *deterrent force* となさんとするものである。この地上軍は現在の實際一般情勢より判断して大体十八万の陸軍であると判定されている。日本政府は現に日本の有する十五万の地上軍に今後毎年一万の兵力を増加して三年間に十八万の完全なる装備を有つ地上軍を建設せんと企図しているのである。わが地上軍はその増強に応じて現に日本に駐屯している米地上軍と漸次交代を始めるものと考えているこの交代は三カ年間に完成出来る計算をしている。

日米の新関係

日米協力がわが外交方針の主要にして不動の方針であることは前述のとおりであるが、われわれは米國政府の同意の下に従来とは違う一層有効なる方法を選びこの方針で進む意向である。われわれはまずもつて国民が共產左翼勢力に乗ぜられぬように努力する必要がある。

左翼勢力の最もその宣伝に利用しているのはいうまでもなく、日米共同防衛の点と日米の経済協力関係とである。彼らは、日本は米國の隷屬國であつて完全なる獨立國ではない、日本は米國の對ソ對中共の軍事基地となつておつて、日本人は米國の傭兵として使役されている、日本の經濟は米國經濟に對し從屬的關係にあつて、獨立性はなく、日本は米國の欲せざる國とは貿易をも禁ぜられてゐる程である。これら左翼の主張は議會においても左翼議員により唱えられてゐるが政府の國民啓蒙の努力にも拘らず今日の情勢においては宣伝としては極めて効果的であるのである。

われわれの画いてゐる防衛に関する仕組は今日までの防衛方

式を根本的に改めることにより日米間の新たな関係を創始するものである。即ち安保条約及び行政協定の如きは相互主義を基礎とする対等者間の同盟に置き換えられなければならぬと思うのである。現行の条約及び協定を廃して米華又は米比もしくは米韓間のそれと同様の形式の相互防衛条約に改めらるべきである。斯様にして始めて日本の地位は防衛に關する限り米國と對等のものに高められ國民の納得を得て、日米關係を破壊せんとする左翼關係の画策を封ずることとなるのである。よつてこの點に關して米國政府の早急なる同意が期待さるる次第である。もしこの期待が充たさるる場合には毎年行わらるる防衛分担金に關する困難にして摩擦多き日米間の交渉をなくすることが出来るのみならず、社会党等左翼勢力の反米宣伝の重大なる材料を取り除き得る次第にて日米協力關係の緊密化に資する所が少くないと思われる。

三 戰犯問題及び領土問題

日米協力關係を緊密にするために双方の努力すべきことは防衛問題の外にも少くないと思われる。

特に一例を挙げれば所謂戦犯の釈放問題である。終戦後十年を経てわれわれは日米協力の緊密化を国策の基調としてこれを国民に説いている際なお多数の戦犯なるものが存在し、全国に散在するその家族が日常の生活にも苦しみ抜いている状態は到底日本国民の納得し得ざる所である。日米協力を友好的な心からのものでたらしめるためには直ちに戦犯なるものをなくして彼等に自由の生活を与うべきであると信ずるのである。

又琉球諸島及び小笠原諸島に対する施政権が近い将来わが国に返還されること、わが国民全体の強い念願であることは御承知のとおりであるが、米軍飛行場があると伝えられる硫黄島を除き、軍事施設のほとんどない小笠原諸島に対する施政権が返還されることは、日ソ交渉におけるわが国の領土返還要求に強力な支援を与えることとなると考える。この際の手始めの処置として勢くともわれわれのかねての要望に従つて小笠原諸島旧島民の帰島の実現方を希望する。

六 自立経済

日本が再建され自主独立を完成するためには経済上の自立を

得ることが必要であることはいうまでもない。年々約百万の人口増加率を有する敗戦後の日本が資源なき四つの島嶼に閉じ込められてゐる以上、生活水準の低下なくしては到底経済生活を行ふことは出来ない。ここに重大なる社会問題が伏在する。日本国民は共產破壊勢力と闘ひ国家の民主的再建を計るためには経済の安定が保たねばならない。わが国のぜい弱な国家経済の安定を図るためにはインフレに対する凡ゆる手段を講じつつ生産を増大し外国貿易の伸張を図ることが不可欠の要件である。日本は経済上米国の好意に負う所が極めて多くこれに対して感謝の念を有するものであるが、更に日本は直接間接米国の経済上の支援に俟つものが多い。

国家の経済再建を達成するためには国民の努力と犠牲とが必要であることはいうまでもない。日本国民はこの努力と犠牲とを惜むものではない。現政府もまた経済六カ年計画を立案中であつてその実現に全精力を傾注する決心でゐる。

自立経済の実現のために特に米国政府の注意を喚起したきことは外国貿易の方面である。日米貿易のバランス改善の問題が

重要である。この点に関しては日米両国の直接の貿易のみならず莫大な潜在力を包蔵する東南亜細亜の経済開発に関する日米の協力の問題をも検討する必要があると思う。

日本側の要請としては中共に対する貿易は今日は既に共産圏一般に対する貿易制限と同一程度に緩和するも民主自由陣営にとりて何等不利益でないと信ずるもので、米國政府の考慮を促す次第である。

余剰農産物協定は確かに日米両国にとつて利益を齎らすものである。日本は次年度も適當な条件でこれを受け入れたい所存である。その他米國民間資本の導入も日本經濟の發展に資するものは歓迎する次第である。

結び

日本は今日國家として重大なる局面に遭遇している次第であつて、特に左翼分子と保守分子、言い換えれば共産主義と民主主義の対決の時期に入つていゝと判断せられる。その対決の勝敗の如何によつては政局の將來も危險に陥ることなきを保しない。

われわれ反共主義者は全力を挙げて保守勢力の結集を計り政局の安定を實現し自由なる民主主義国家として日本を再建し東亜における安定勢力として太平洋方面の平和に貢献したき決意を有している。われわれは飽くまで米國との協力關係をなし得る限り緊密ならしめ、これをもつて國策の不動の基調とすべきことを認識しておる次第である。

終りに私の米國訪問の使命は現政府の日本再建の責任達成のため日米兩國政府の双互の理解を一層現実的ならしむるにある。更に東亜の安定保持に対する責任を果し日本國民の平和維持に対する懇願成就のため、日米兩國國民の双互の親善友好關係を一層増進せしむる目的を有するものであることを確言するものである。

ダレス、デネバ会議はソ連の唱道によつて開かれたと伝えられて
 いるがこれはソ連の従来の政策が成功した結果ではなくむしろ失
 敗の結果であり、ソ連のサイン・オブ・ウィークネスと見るべき
 である。ソ連は従来強硬政策によつて征服を試み大戦後東欧及び
 支那においてこの政策はある程度成功した。

しかしスターリンの死とともにこの政策の再検討が行われたが
 指導者間において意見の相異がありその対欧政策を樹立するに二
 年を要した。西独のナト加入問題がソ連の強硬政策にとつての最
 後の機会であり彼等はE D Gを葬ることに成功したが自由諸国は
 その代りとして西欧同盟をつくることに成功した。右を最後とし
 てソ連の外交政策に変化が現われ、その第一はオーストリ条約で
 ありこの条約によつてソ連は一四年進駐したその軍隊を撤退する
 ことに始めて同意した。ついでソ連指導者ユーゴー訪問となつた
 がその際彼等はチトーに対し *entirely humble pie* と述べ過去の非を謝
 した。この変化は極東にも影響を及ぼし中共が米国に対し北京に
 来ることをすすめ、そうすれば過去の非の償いをするであろうと
 誘いかけた。チトーがユーゴーと自由諸国との関係をルースにし

たことは賢明でないと自分は考える。ソ連が第三に行つたことは軍縮の提案で、第四はアデナウラーのモスコウ招待である。日本に対する国交調整の呼びかけも同じ流れに沿つた措置と考えられる。

これ等の措置は強硬外交政策が失敗した結果取られたものであり、ソ連内部の困難もその原因をなしていると考えられる。国民の生活を犠牲にして国家の目的のためにあらゆるものを搾取する政策は国民にとつて耐え難い結果を生ずるのみで国民自身が自分のための生産を増し生活水準を上げ得るように必要な手段を与えるのでなければ決して成功しないといふことは自分の確信である。

米國政府は現政権成立以來

Long's policy

を執つて來た。ソ

連は彼等の政策の欠点を認識し且近代兵器の生産競争を維持するため莫大な支出に耐え切れなないことを悟つたものと考えられる。米國は現在の軍事力を維持するため年間四百億ドルの支出を行つてゐるがこれをソ連の經濟負担能力を基礎として計算すると千五百億ドル程度に相当しソ連として到底負担し得ない額となる。ソ連の軍縮提案において六十萬を削減すると述べてゐるのはソ連自身の經濟的必要から執ら

ざるを得ない措置であり、ソ連のいう如くヂエネバ會議の結果右措置が可能になつたというのは虚構である。吾々自由諸国は斯の如きソ連の宣伝に迷わされてはならない。

ヂエネバ會議はソ連の弱みの結果でありその結果としての緊張緩和（レスパイト）は吾々としてはプロビジ・ナルベイスにおいてのみ受入れているものである。ソ連は冷戦の終了を叫んでいるが彼等はそのため必要な代償の全部を払っていない。自分はヂエネバ會議は結末をつけるため計画されたものとは考えずむしろ事の始りと見るべきであると思う。會議の結果生れた気分が適当なプロセスにおいて具現されるならば（例えばドイツ統一あるいは東欧諸国における国民の自由意志の尊重等）誠に結構であるがそういう過程を辿らない限り緊張緩和は單なる表面的なものと考えざるを得ない。そのどちらであるかは現在開催中の国連軍縮委員會、ついで十月に予定されている外相會議で逐次明らかになつて来るであらう。

以上ヨーロッパ問題についてお話したがこれは自分が主として関心を持つた問題であるからであり、つぎに何人にも関心の深い

軍縮問題について自分の見解を述べたいと思う。ソ連の軍縮提案に対し米国としてはインスベクションとチエツキングがどの程度行われるかを明らかに承知するまでは右軍縮提案を考慮する用意はない。彼等のいうことをそのまま信頼するわけには行かない。米政府の本問題に対する考え方はまずインスベクションとコントロールである。メイジャールウォーを防止する最も有効な方法は報復能力である。現在の米国はこの能力を有している。即ち原子力の分野における優越・同盟諸国との取極め、及びソ連周辺の基地群がこれである。(ここでダレス長官は立つて自ら地図について米軍事基地の配置を説明した。)

軍事専門家の全ては一チャイチルを含む。過去十年間メイジャールウォーを避け得たのはデタレントパワーにあることについて意見が一致した。

現在ソ連の原子兵力はこの報復能力を破壊するだけの力はない。彼等がこの力を持ち得るに到つた時はデタレントは消滅する。従つて吾々としてはこの報復能力を常に増強し続けて行くことが必要である。原爆の個数自体は決定的な要素ではなく問題は奇襲に

よつて彼等が吾等の報復能力を破壊し得るや否やに係つてゐる。吾々としては斯る奇襲能力を保持しようと思ふことはベイシないことを彼等に悟らしめるべきである。米国の主張するインスペクシヨンは細部にわたることを必要としない。彼等の能力の規模即ち吾々の報復能力を破壊するに足るだけの力を有しているか否かを知るに足るものであれば充分である。ソ連がこの意味のインスペクシヨンを受諾するか否かは興味のあるところである。つぎに原子兵器について一言する。原子兵器は当分保有を続けることとなる。その生産を増加しそれによつてデタレントパワーを増加することとなる。欧州において衝突が起つても自己の軍事力が破壊されない点において米国は有利な地位にあると考える。

原子力の利用を監督する方法を発見する可能性を原子核物理学が持つようになれば良いと思ふ。何故なれば平和的利用の原子力は何時でも軍事目的に替えられ得るからである。かかる有効なインスペクシヨンが行われるようになれば軍縮も受諾し易くなる。何れにせよ、各国民が軍備競争を行うことはベイシないと悟るに到れば軍備のため莫大な金を支出することを止めるに至るである。

う。

アジア関係については吾々は中共は承認すべからず且国連における代表権を認むべからざるものと考へてゐる。何故ならば中共のやり方はこれに値しないと信ずるからである。それは単に彼等が共産主義者であるということからでなく、その意味においては、ユーゴは共産国でありさらに米国はソ連、ポーランド、チェコスロバキアも外交関係を結んでおり且彼等は国連のメンバーである。中共は武力により政権を獲得したものであり、国際関係においても武力使用を是認してゐるからである。かかる中共の考へ方は米国の利益と相容れない。中国の革命はソ連の革命に比し一層規模の大きいものであるのみならず隣接諸国に対してまで武力侵攻を行つた。即ち一九五〇年朝鮮に侵入しついでホーチンミンを助けさらに台湾を脅かすに至り台湾の武力進攻を公言してゐる。この態度はソ連に比し一層 *fanatic* なものに見えるべきである。インドシナ動乱の際米国はもし東南アジア諸国が同調するならば干渉する用意があつた。しかるに英仏はこれを好まずまず休戦を実現した上で安全保障体制を造るべきことを主張した。戦争の危険が却つ

て良い結果を生ずる結果となりデエネバの休戦会谈後一九五二年九月マニラ協定が成立するに至つた。この協定は当該地区における平和と秩序に図り難い寄与をなすものと信ずる。しかし中共がその鋒先を台湾に向けるに至つたので米国は国民政府との間に相互安全保障条約を結んだ次第である。台湾地域につき必要の際武力を行使することの承認を求めたのに対し米國議會は上下両院を通じて約六百人の内反対者僅かに六名という圧倒的多数をもつて右承認を与えた。当時自分は戦争のチャンスは五分五分と考えていたが議會が斯の如き全面的同意を与えたことは米國民の全面的な支持を示したものでありこの同意が得られず米國政府として立ち上り得ないという立場に置かれた場合は東南アジア地域における影響は憂慮すべきものがあると考えていた。

右に引続きバンドン會議が開催されたが同會議の裏面において自由主義陣營の各國が中共に対し武力行使の危険を力説した事実のあることは御承知かも知れない。

バンドン會議はこれ等諸國の態度を明らかにした点において有益であつたと考えるし他のアジア諸國の影響が如何に大であるかを示す結果となつた。その結果周恩来は米國と会谈の用意ある旨

の声明を行つたが自分は台湾の将来を議する如何なる会談も国民
 政府の参加なくして行われるべきではないとの条件を付した上で
 周外相の提唱に依じた。米・中会談については色々の仲介者が現
 われたがその中のある者は必ずしも信頼を措き難く結局米国とし
 ては兎角直接会談を行うことが良いと考へてチエネバにおける大
 使会談となつたものである。この会談の討議題目は抑留シビリア
 ンの送還問題であり、中共側はこれ等シビリアンをこれ以上抑留
 して置くことの得失を考慮してゐるものと考へる。一重光大臣よ
 り抑留者の數を問われたのに對しダレス長官は四十一名である。
 その他若干の米人がゐるがこれは反逆者であり自分は彼等の帰國
 を欲しなと述べた。一自分は武力行使を徹底的に排撃するもの
 で国内統一のためであつてもそれはそれが國際紛争を惹起する可能性の
 ある場合には武力による統一は試みらるべきではないと確信す
 る。中共は朝鮮問題は朝鮮の國內問題であり又支那に属する主張する。こ
 モイ・マツ及び台湾澎湖諸島は全て支那に属すると主張する。こ
 の主張に對しては先ずどちらの支那かの言議論があり得るがも
 つと大事な事は分割が続く限り朝鮮、支那、ドイツ、ベトナムの
 各国において一方は常に他方が自分の領域である主張すること
 が出来、これに武力行使を認める場合は收拾がつかなくなる。
 韓國においても李大統領は韓國國軍の北鮮軍にたいする優越を信じ
 武力進攻を主張してゐるが自分には絶対に反對の旨を明らかに
 してゐる。中共の態度に變化のあることを誰もが希望してゐる
 がその方法について意見が分かれてゐる。あるものは先ず中共

を国連に入れば行いを改めるであらうと考えるのに反し他の者は行いの改めるを見届けた上で国連代表権を認めるべきであると主張する。米国はこの後者を取るもので、国連は感化院ではない。国連は加盟各国が平和に寄与する能力を示す場所として作られたものであり国連憲章は誰にでも解放されたものではなく平和を愛好し憲章を履行し得るもののみに開かれている。前記中共に關する二つの議論の内第一のものは実は今となつては遅すぎるもので十年前憲章が討議された際に持ち出さるべきものであつた。特に安保理事会においては問題が重要で世界の平和維持の責任を持つている安保理事会においては理事国同志が責任を果し得ることに ついて相互の信頼が絶対に必要である。現在の中共を安保理事会に入れることは悪人を警察に入れる様なもので旨く行くはずがない。要するにアジアにおける米国の政策は攻撃に対し戦い得る様に非共產主義諸国を助け且つ必要な経済援助を行い一方において中共の政策に変化をもたらす様出来る限りのインフルエンスを及ぼす点にある。バンドン會議は右政策の表われの一つであり、自由主義諸国が結束して固い立場を取つた異例である。

米國はアジアにおいて大なる利害關係を有しているが、その一員ではない。日本はアジアの國であり、偉大なる一員であり而も *Great Asian Power* である。従つて日本が現在より以上のインフルエンスを持ち米國が現在よりも少いインフルエンスを持つ様になることがノーマルな姿である。米國の希望するところは日本によつてかかるノーマルなバランスオブパワーが造られることにある。吾々はアジアにおいて斯る役割を演じ様とする野心はない。西太平洋地域に關する限り日本により斯るインフルエンスが及ぼされるに到れば吾々は幸福であらう。貴大臣にはつきり申し上げ得ることは吾々は一刻たりともアジアにおける米國の地位を *unchallenged* する氣持が無いと言ふ事である。米國は米國自身として強大であり日本の邪魔になることは絶対にないであらう。日本はその偉大なポテンシャルティによりずつと以前に影響を有する要素であるべきであつた。尤もこのインフルエンスは常に健全な方法で用いられなければならぬ事はもち論である。

重光 吾々は今長官の述べられたアジアにおける日本の義務を完遂する決心である。

ダレス ソ連との平和交渉について御話を伺い得れば幸いである。

重光 交渉は大して進捗していない。(日ソ交渉の資料配布日英両文夫々別紙(二)(三参照))

ダレス 領土問題が触れられているが桑港条約において千島、南樺太については極めて注意深く規定が設けられて居り、これ等の地域は条約に調印しない何れの国にも帰属することのない様に規定されている。

重光 これ等の地域は国際間の討議により帰属が決定されるべきものと考えている。

ダレス 終戦直後一九四五年九月ロンドンにおいて開かれた第一回外相会議の際の内輪話であるが抑留者送還の問題が議題となつたがソ連は全然興味を示さなかつた。ボツダム宣言の軍隊送還の規定は日本を降伏させるために置かれたものであり、日本が降伏した現在あの規定に煩わされる必要はないというのが彼等の議論であつた。(一条約草案日本案及ソ連案各一部づつダレス長官に手交)

ダレス 自分の印象ではロンドン交渉において日本側は好くやつて
 いると思う。ソ連との交渉についての自分の経験を申し上げれば小
 さな譲歩をいくら与えてもソ連からは何も得ることは出来ない。
 オストリー条約がその通例で小さな譲歩は全然効果なく成否は一
 に係つて彼等自身のメイジャーディンジョンにある。本年一月四
 日ベルリンにおいて自分は懸案の点を全て譲るから明日調印する
 かと提案したところソ連代表はあわてて新しい条件を持ち出して
 来た。よつて自分も右提案を撤回した事実がある。

重光 今度の日ソ交渉をどう思われるか。

ダレス ソ連は真剣に条約締結を欲しているものと考える。従つて
 先方が譲歩するであろう。要は忍耐することであり譲歩すること
 は決して得策ではない。東洋人独特の忍耐力をもつて臨めば今年
 或は来年には妥結するであろう。

重光 中心は領土問題である。

ダレス ソ連は一旦獲得した領土は仲々譲らない。

重光 ソ連は軍艦の海峡通航を隣接諸国に限るべきことを提案して
 いる。これは、日本を超えて太平洋に直接そのインフルエンスを

及ぼそうとする意図と考えられる。

ダレス この際一つ御相談して置きたいのはコミュニケに関するところでコミュニケ草案を最後の瞬間まで手を触れずに置いたのでは間に合わなくなるから双方とも同僚の手によつて準備を進めるとしたい。

右に御同意ならば自分の方はマクラーキンを指名するから貴方においても誰か指名して頂きたい。

重光 しからば吾方においては島を指名する。

重光 日本国民は国家再建のために固い決意をもつて臨み凡ゆる努力を行つてゐる。自分は此大目的貫徹をより容易ならしめるために保守勢力すなわち建設的勢力が結集されることを望んでゐる。この点について御質問があれば岸、河野両氏に御質ね願いたい。なお吾々は内外からの共產主義の脅威に対処するため非常な努力を払つてゐる。内からの脅威に対しては経済六カ年計画及防衛計画の策定に努力中でありこれ等の計画の実現について貴長官の完全な御了解を得たいと思う。

ダレス 保守勢力の結集は非常に必要な事と考える。自分の印象で

は左翼の方が右翼よりも高度のデインプリンを持つている様に見える。しかし国家非常の際には小異を捨てて大同に就く決心が必要であると思う。尤も日本の内政に干渉する積りは全然ないことは勿論である。

岸 重光大臣のヂエネラルステートメントに述べられたことは全保守勢力共通の意見であるが残念ながら現状においてはその実現を見ることは不可能である。吾々は全力を尽して国民にその必要性を認めさせ、そこに盛られた見解の下に結集する様努力している。ダレス 日本政府との接触について感じたことを申し上げれば、これは現政府のことではなく数年前までの事と御承知願いたい。政権にある者はその地位に止ることを主眼とし必ずしも国民全体の要望を代表していない場合があつた様に思われた。若し日本が強力な政府を持つていたればこの傾向は變つて来るものと信ずる。どうも今までの遣り方は深く考えた方針に基づかず場当りにあれこれと少しづつ要求を持ちかけて来た嫌いがあつた。真に強い政府が作られた場合には日本側としても米國との交渉がやり易いことを發見されるであらう。

重光 吾々は御話しの様子強い政府を造ることに全力を上げる決心である。

以上をもつて会談を終り以下当日の会談に関する新聞発表を審議し午後五時二十分散会した。

CONFIDENTIAL

August 29, 1955

別
紙
(2)

JAPANESE-SOVIET NEGOTIATIONS

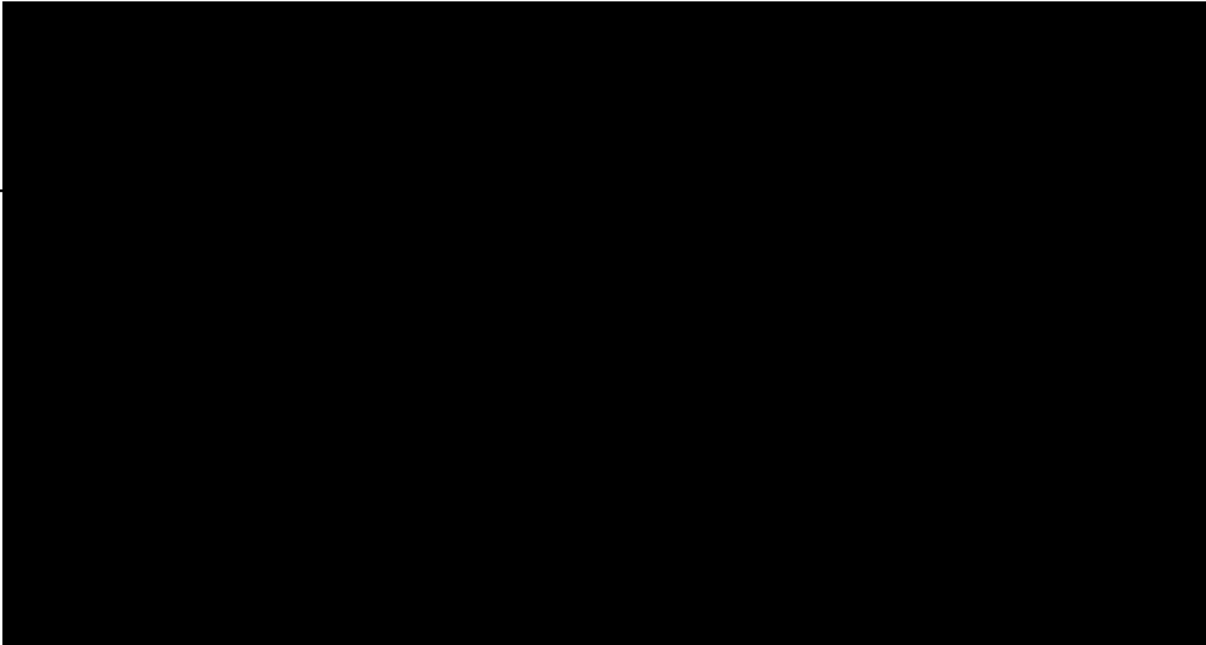
I. Our chief purpose in the Japanese-Soviet negotiations now in progress in London is to solve the issues that have arisen as a result of the war waged against Japan by the Soviet Union, and thereby to put an end to the abnormal situation between the two countries where a state of war has continued for the past ten years since the cessation of hostilities and, if possible, to conclude a peace treaty and normalize the relations between Japan and the Soviet Union.

The Japanese Government is thoroughly aware of the fundamental policies and aims of the Kremlin. In the current negotiations we are seeking first to let the Soviet Government take cognizance of our fundamental position and to obtain mutual confirmation of the principles of respect for territorial sovereignty, non-interference in the internal affairs of each other and the peaceful solution of all disputes. Setting forth the position of Japan relating to the territorial problem, the repatriation of Japanese internees, the problem of the North Pacific fisheries, the problem of trade and Japan's accession to the United Nations, we are carrying on

negotiations

negotiations with the greatest caution and persistence. It should be added that there is no intention on the part of the Japanese Government to modify in the slightest degree its policy of cooperation with the United States which constitutes the foundation of Japanese diplomacy.

At the very beginning of the negotiations, we handed an itemized summary of the above-mentioned aims of the Japanese Government to the Soviet side, which in turn submitted their views in the form of a draft treaty. More recently we also presented our draft of a peace treaty and the negotiations have now entered the stage of discussions on the basis of these two draft treaties.



The most difficult point at issue in the negotiations is, after all, the territorial question. On this question, we are

[REDACTED]

Although Japan renounced her territorial rights to the Kurile Islands as well as South Sakhalin under the San Francisco Peace Treaty, it is clear that the Soviet Union cannot invoke the said Treaty to claim territorial rights for herself to the Kurile Islands and South Sakhalin.

[REDACTED]

II. The following is the gist of the stands which so far have been made known to each other by the two sides on the principal points at issue.

1. Repatriation Question.

Japanese nationals involved in the negotiations comprise 1,452 persons who are alive for certain at present and 11,190 persons who should still be alive according to information obtained up to the end of 1951. The Japanese side asked that notification be made of the particulars of the person and the present state of each of those still

alive.

alive, that facilities be provided for correspondence with these persons and that they promptly be sent back to Japan. As regards the dead, notification was requested of the personal particulars and circumstances of the death of each one.

The Soviet side was informed of the strong desire of the Japanese Government to have this question settled prior to entering into discussions on any questions related to the normalization of relations between the two countries. At practically every session, the Japanese side has raised this question and requested that necessary steps be taken by the Soviet side.

The reply of the Soviet side has been that the only persons still detained are 1,016 military personnel and 357 civilians, who are serving prison terms, and that steps would be taken to settle the question of their repatriation upon the signing of a peace treaty.

Later, however, at the session held on the 26th of last month, the Soviet side stated that steps had been taken through the Soviet Red Cross for the repatriation of 16 persons who had just completed their prison terms, and that a list containing the names of the 1,016 prisoners and 357 civilians who were still held in prison would be handed over to the Japanese side. The Soviet side also declared that, immediately after the signing of the proposed peace treaty, these

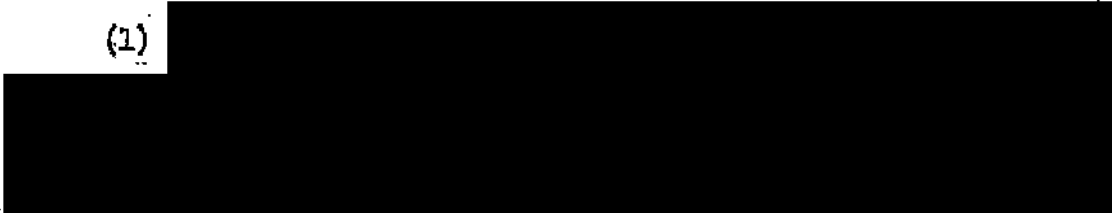
persons

persons would be given an amnesty by the Supreme Soviet and forthwith repatriated.

The Japanese side has continued to raise the repatriation question at every opportunity in subsequent sessions. Meanwhile, the Japanese Red Cross, which had contacted its Soviet counterpart on procedures for repatriation of the above-mentioned 16 persons, was notified on August 11 by the President of the Soviet Red Cross that it might be possible to ship back 10 additional persons.

2. Territorial Question

(1)



(2) There is not a single international instrument which provides for the transfer of Japan's title to the Kuriles and/or South Sakhalin to the Soviet Union. As is evident from all international precedents, changes in territorial sovereignty must be prescribed by a peace treaty, stipulating the extent of the territory to be ceded, the date on which the cession is to take place, and the disposition of other matters related to the cession. The fact that Japan renounced all right and title to the above-mentioned areas under the San Francisco Peace Treaty does not warrant in anyway the claim to those areas by the Soviet Union which is not a party to that treaty.

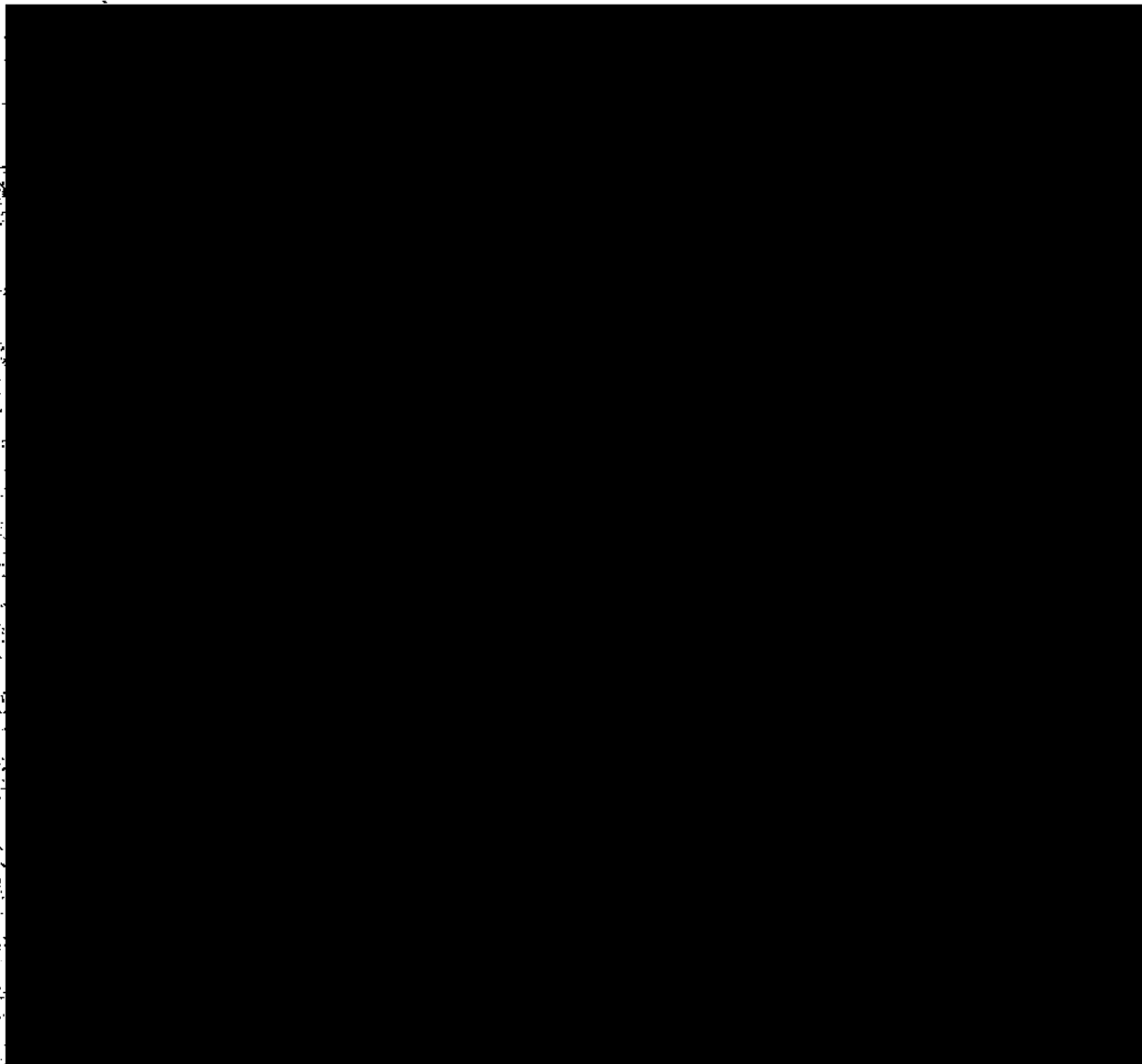
(3)

(3) By virtue of the Instrument of Surrender, Japan accepted the Cairo Declaration and the Potsdam Proclamation, and, by accepting the Cairo Declaration, Japan accepted the provisions of the Atlantic Charter, but she had no knowledge whatever of the existence of the Yalta Agreement. Since Japan has accepted the provisions of the Atlantic Charter, which sets down the broad objectives of the recent war and is an expression of a fair and just policy, the final disposition of any Japanese territory should be made in accordance with the principles of that Charter. We feel that in the light of these principles, [REDACTED]

The above is our position on the question of territory, whereas the Soviet side, citing the Instrument of Surrender, the Potsdam Proclamation, the Yalta Agreement, SCAP Directive Number 1 and SCAP Directive Number 677, dated 29 January 1946, is taking the stand that [REDACTED]

[REDACTED] have already been settled under war-time and post-war treaties, agreements and international arrangements. [REDACTED]

The free navigation of merchant ships on the high seas and their innocent passage through foreign territorial waters are recognized by virtue of general international practice.



~~As Military Alliance~~ Soviet side has, however

With regard to Article 2, Paragraph 2, of the Soviet draft, which concerns the prohibition of participation in any future coalition against the Soviet, the Japanese side explained that the Security Treaty was not directed against third countries, whereupon

the

the Soviet side stated that it was not calling for Japan's abrogation of treaties with third countries and that it had no intention whatever of demanding the cancellation of obligations assumed by Japan under treaties with third countries. The Soviet side also stated that, in view of the declaration of the Japanese Government to the effect that none of the treaties, including those of a military nature, which Japan has concluded with other countries is aimed at third countries, the Soviet side considered it possible that agreement would be reached on this question when the other provisions of the peace treaty were agreed upon.

5. Entry into the United Nations

The Japanese side expressed its desire that the question of Japan's entry be put to a separate vote, without being tied to such questions as the entry or the right of representation of other countries, and that the necessary vote in support of Japan be given by the Soviet Union.

To this, the Soviet side replied that it had exercised its veto power because of the discriminatory stand of the United States on the question of the admission of East European nations and that the Soviet draft, unlike the San Francisco Treaty, specifically provides in a separate article for the support of Japan's entry into the United Nations.

6. Non-Intervention in Internal Affairs.

Attaching special importance to this question, the Japanese side declared that it was necessary to have a special stipulation on this question, for instance, a stipulation such as Article 5 of the Convention of 1925 between Japan and the USSR.

To this, the Soviet side, citing the part of the preamble of the Soviet draft, which states that the contracting parties will conform to the aims and principles of the United Nations Charter, expressed the view that this sufficiently covered the question.

7. Cultural Agreement

The Japanese side stated that, since both countries were members of UNESCO and the purpose of the proposed treaty was to solve questions arising from the existence of a state of war, it would not be proper to have any stipulations on this question in the peace treaty.

Against this, the Soviet side, citing the Geneva Conference, is insisting that cultural agreements are of world-wide importance and that it is necessary to conclude a cultural agreement separately from the UNESCO arrangements.

8. Fisheries and Economic Matters

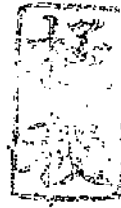
At the session of July 26, the Soviet side expressed its desire to decide only the general principles related to these

questions

questions in the course of the current negotiations and to leave the details to negotiations after the conclusion of a peace treaty.

To this, the Japanese side replied that, although it shared the view that the peace treaty should provide for general principles and the details be reserved for future talks, it was necessary to discuss the principles to be set forth in the peace treaty on these questions.





別紙
(一)

1

日ソ交渉

昭和三十年八月二十九日

一、目下ロンドンにおいて進行中の日ソ交渉は、ソ連の対日参戦によつて発生した諸懸案を解決するとともに戦闘行為終止後なお十年間も続いている不自然な戦争状態を終結して国交を正常化するための平和条約を締結することを主眼とするものである。日本政府はソ連政府の基本的政策及び目的は十分承知である。この交渉においては、わが方はまずソ連をして日本の根本的立場を認めしめ、領土に対する主権を尊重し、内政に介入せず、紛争は平和的に解決するという原則を相互的に確認せしめる方針をもつて臨み、また領土問題、抑留者引揚問題、北洋漁業問題、通商貿易問題、日本の国連加入問題等の懸案についても、日本の立場を主張し煮せらず慎重に交渉を進めている。而して日本は日本外交の基調である対米協調政策をいささかも変更する意図のないことをここに附言したい。

交渉開始初期わが方は前記交渉方針を項目に認めたものを先方に手交したところ先方はこれに対しその主張を条約案に認めたものをわが方に手交した。最近わが方もまたわが主張を条約案に認めたものを提示したので交渉はようやく彼我条約案の対照討議の域に進んだ。

交渉の難点は結局領土問題に帰するものである。この問題については我々は

列島並びに南樺太に対する領土権を放棄したけれども、ソ連は右条約を理由として千島列島並びに南樺太に対して自らのために領土権を主張することが出来ないことは明白である。

三 本件交渉における主要問題に関する今日迄の彼我の主張の要
点は左のとおりである。

(一) 引揚問題

本交渉の対象となつてゐる日本人は生存確実なるもの一、四五二人と一九五一年末までの資料により未だ生存している筈の一一、一九〇人である。我方は生存者については全部の氏名と現状の通報を求め、これらの者と通信の便宜供与を要求するとともに即時送還を要求し、死亡者については個人別

詳細及び死亡状況の通報を求めた。

この問題については日本政府としては国交正常化に関する一切の問題の論議に先だちこれを解決したい強い希望を有すると申し入れほとんど毎回の会談においてこの問題を提起してソ連の善処を要望している。

先方は、現在ソ連邦内には服役中の軍人一、〇一六人一般市民三五七人が残っているのみでありこれらのものの送還の問題は平和条約の調印の暁に措置されるであろうと答えた。

併し乍ら七月二十六日の会談において先方から目下刑期満了した十六名のものを送還するよう赤十字を通じて措置を講じた旨、また服役中の軍人捕虜一、〇一六人及び一般市民三五七人の名簿はおつて手交すべしと述べるとともに、これらのものについてはソ連最高会議が平和条約署名後直ちに特赦を行い送還すべき旨言明した。

わが方は、後の会談においてあらゆる機会に抑留者送還問

題を提起している。なお右十六名送還の手續につき日本赤十字がソ連赤十字と打合せ中、八月十一日ソ連赤十字總裁から日赤に対し十六名のほか十名の軍人を送還しうる可能性ある旨通報越した。

(二) 領土問題

(1)

(2) 千島列島及び或いは南樺太の問題はいかなる国際文書によつても日本の権利をソ連へ委譲することを規定されていない。領土主権の変更は、すべての国際先例が示すように平和条約によつて割譲領土の範囲、割譲の日付、又は割譲に伴う各種懸案の解決とともに規定されるべきものである。樺港平和条約により日本が千島、南樺太に対する権利権原を放棄したことは同条約の当事国でないソ連が右地域に対

する領土権を主張する理由にはならない。

(3) 日本は降伏文書を受諾したことによりカイロ宣言及びポツダム宣言を受諾し、かつカイロ宣言を受諾することにより、領土問題に関し同一の趣旨を掲げている大西洋憲章の内容をも受諾したが、ヤルタ協定は日本が存在を全然承知していなかつたものである。大西洋憲章は、今次戦争の目的を表現した公明正大な政策の表示であり、日本はその内容を受諾しているもので、日本の領土の最終的処理はこの大原則に基いて行われなければならない。この大原則に照らして

以上が領土問題に対する我方の立場であるが、これに対し先方は、

は、戦争中及び戦後の条約、協定、国際取極により解決済みの問題であると主張し、このような国際取極と

(三)

して、降伏文書、ポツダム宣言、ヤルタ協定、連合国最高司令官指令第一号、一九四六年一月二十九日付連合国総司令部覚書六七七号及び榮港平和条約を挙げている。

公海における商船の自由航行及び領海における無害航行
は一般の国際慣例上認められており、

(四) 軍事同盟の問題

ソ連を対象とする同盟に加入することを禁ずるソ側条約案二条二項につきわが方より安保条約は第三国に向けられたものでない旨を説明したのに対し、先方は、ソ連は日本が第三国との条約を破棄することを要求しているものでもなく、また第三国との条約上の義務の解消を要求することきつよりは全然ないと述べた。なおソ側は日本が他国と締結している条約は軍事的性質のものをも含めいずれも第三国を対象とするものではないとの日本政府の言明を考慮し、平和条約の他の条項がまとまる時はこの問題についても合

意の成立ができると思うと述べている。

(五) 国連加入問題

わが方は、わが国の加盟問題は第三国の加盟、又は代表権問題等と結び付けることなく、単独の表決に付され、ソ連が日本を支持する必要な投票を行うよう希望した。

之に対し、ソ側は拒否権行使は米國が東歐諸國の加入に對して差別待遇をした結果であり、桑港平和條約とも異り、ソ側條約案は日本の加入支持を獨立の條文とし明確に規定していると述べた。

(六) 内政不干渉問題

わが方は特にこれを重視し、特別の條項を置く必要性ありとし、たとえば一九二五年の日ソ基本條約第五條のごとき條項を置くことを希望した。

之に対し、ソ側はソ側案前文中に締結國は國連憲章の目

的及び諸原則に適合しなければならないことが規定してある部分を引用し、本問題はそれで十分カバーされているとの見解を述べた。

(七) 文化協定問題

わが方は日ソ両国はユネスコのメンバーであり、かつ本条約は戦争関係の存在より生じた諸懸案を解決することを目的とするものであつて、本条約で本問題に関し規定することは適當でないと述べた。

之に対しソ側はジュネーヴ會議を引用して文化協定は全世界的に重要性を持つものであり、ユネスコとは別に文化協定を結ぶことが必要であると主張している。

(八) 漁業問題及び經濟問題

七月二十六日の會議において、先方は本問題については本交渉において原則的な点のみを取極め、細部は平和条約締結後の交渉にゆずりたい意向であると述べた。

之に對し、わが方より、本問題については平和条約において原則をうたい、後日細目の話合をなすことには同感であるが、いかなる原則を平和条約にうたうかについては検討を要すると答えた。

CONFIDENTIAL 14

CONFIDENTIAL

50

84
11
(-)

GENERAL STATEMENT

August 29, 1955

1. Significance of the Geneva Conference
2. Communism in Japan
 - (a) Its rising threat
 - (b) Coping with the Red peril
3. Our Defense Efforts
4. New Relationship between Japan and the United States
5. War Criminals and Territorial Problems
6. Self-sustaining Economy
7. Conclusion

1. Significance of the Geneva Conference

It is certainly gratifying that the danger of nuclear war seems to have been eliminated, at least, for the immediate future, as a result of the Four-Power Conference at Geneva. But the struggle between the free and the fettered world in the arena of diplomacy is expected to continue with undiminished intensity. We are looking anxiously forward to the outcome of the Foreign Ministers' Conference scheduled for October in accordance with the directive issued by the Geneva Conference.

The discussion at Geneva centered mainly on the European theatre. There are, however, a number of urgent problems in the Orient, particularly in the Far East, which await solution. We hope that the United States will take due cognizance of the serious concern we are feeling about the disposition of these problems.

In fact, we solicit the American authorities to enlighten us fully on the policies, current and prospective, of the United States toward the Far East, especially Communist China, in order to furnish our Government with the data of vital importance for the formulation of our own policies.

The Communists seem to regard the Geneva Conference as a triumphant vindication of their peace offensive, believing

that

that a final victory is sure to be theirs if they adhere to their present "peaceful" policy and programs. For this purpose all Communist elements are being mobilized throughout the world. It seems that the Communist countries, which were obliged to recognize their inferiority in modern arms, are now trying to turn the tables by dint of peaceful maneuvers. This is, we believe, quite evident in the East Asiatic areas as elsewhere.

2. Communism in Japan

(a) Its rising threat.

We find it extremely difficult to deal effectively with our Communists under the Constitution promulgated under the occupation period. The abrogation of all laws relative to public peace and order has deprived us of the effective means of combatting subversive activities. The Communist elements who have subtly and secretly wormed their way into all segments of society -- political, social and cultural -- are building up a formidable strength.

By tying up covertly with the Socialist parties, the Communists have been exerting themselves with a view to preparing the ground for an eventual revolution. Seeing that the situation has turned in their favor as a result of the Communist

global

global peace offensive, the Japan Communist Party announced recently the conversion of their underground activities into a legitimate movement. The party has now emerged into the open to wage a determined battle for political hegemony. The Communists apparently feel that the time is ripe and are sharply alert for any chance to precipitate a revolution by consolidating their position in and out of the Diet through collusion with the Socialist and other left-wing factions.

It is true that the numerical strength of the Japan Communist Party in the Diet is at present practically nil. But it commands a wide influence over the nation, and the party appears to be quite confident of its own power. We expect that the Communists will desperately oppose the constitutional revision proposed by the Government. Indeed, this is a crucial and critical issue on which a decisive battle between the leftist and constructive forces will soon be joined. On the international front, the major Communist object is, we presume, the same in the East as in the West, namely, to eliminate American influence. Supported by Socialists, the Communists are concentrating their efforts on fomenting anti-Americanism and eradicating gradually the influence of the United States from Japan and East Asia. This is plain from the arguments advanced

by

by the leftist Parties in the Diet. They are thus making political capital out of our vulnerable situation.

(b) Coping with the Red peril.

The Communist Party, the Labor-Farmer Party and the Socialist Party (which holds one-third of the Diet seats) have joined forces in defeating the basic bills for national reconstruction, which include, among others, the Constitution Research Council Bill and the National Defense Council Bill. They are opposed to even the budget bill; they are opposed to all legislation designed to promote cooperation with the United States such as the bill on the agreement for the purchase of surplus farm products, not to speak of the vitally important bills relating to national defense. They attack the Government's policy of enhancing cooperation with the United States at every turn, while they support any move inspired by international Communism and advocate the alignment with Communist China. The "united front" of the leftists, as propounded by the Communist Party, is an accomplished fact where Japan's international relations are concerned. The Communist Party, in collusion with other leftist elements, is obstructing thus our efforts toward the fulfillment of the program of economic self-support and self-defense, and is vigorously intriguing in order

to

to seize an opportunity of starting a revolution.

We cannot permit such a situation to take its own course. The forces of democracy are resolved to unite in combatting the infernal forces of Communism and push forward on the high road toward national reconstruction. They fully realize that Japan's destiny commands her to march shoulder to shoulder with the United States. This is the very reason why full cooperation with the United States is the keynote of the foreign policy of our Government. Unfortunately, however, not a few of our people are grossly misled by extremist propaganda. It is the firm determination of the Government to cure these people of their delusion and to restore them to their senses, so that a reconstructed Japan may, together with other free nations, contribute to the cause of freedom and democracy. To that end, the Government is earnestly endeavoring to consolidate constructive forces and thereby lay the foundation for our national rehabilitation. Accordingly, the revision of the Constitution, the building-up of adequate defense forces and the establishment of a self-sustaining economy are among the basic aims of our policy.

3. Our Defense Efforts

The existing system of joint defense between Japan and the United States is based on inequality owing to a mistaken interpretation of our Constitution that we are not allowed to maintain armed forces even for the purpose of self-defense. It is this interpretation, tantamount to a denial of sovereignty, which has led to the present arrangement, under which the responsibility of our defense devolves mainly on the American forces, Japan bearing a substantial part of the required expenses.

This one-sided national defense arrangement is not the fault of the United States but the result of our own inability to defend ourselves. It should be noted, however, that this system of joint defense is being severely criticized as an evidence of our vassalage to the United States by the leftists who are intent upon stirring up anti-American feeling among the unthinking populace. Our Government feels that it is imperative to remedy the anomalous situation, which is extremely detrimental to the cause of our friendly cooperation.

Being convinced that the present Constitution admits of building self-defense forces, the Government submitted to the last session of the Diet a bill on the establishment of a

National

National Defense Council with the object of formulating a basic national defense plan. But the bill encountered stiff opposition from the leftists, led by the Socialist parties, and failed to pass. The defeat of the National Defense Council Bill together with the Constitution Research Council Bill certainly dealt a hard blow at the anti-Communist forces of the country. But immediately upon the adjournment of the Diet early in August, the Government set up within the Cabinet a committee on national defense, composed of a small number of the competent ministers of state to draw up a new national defense plan.

The general outline of the defense plan now under study is as follows: Under the existing circumstances it will be difficult for us to build a balanced combination of land, sea and air services at once. Efforts will be first concentrated on the construction of adequate land defense, which will serve as a deterrent against direct aggression. Judging from the current international situation in general, the strength of the ground forces is set at 180,000. We plan to increase the present army of 150,000 troops by 10,000 annually so that the building of fully equipped ground forces numbering 180,000 will be completed in three years. As our ground forces are so increased, they will progressively replace the American troops.

It

It is our calculation that the replacement may be accomplished in three years' time.

4. New Relationship between Japan and the United States.

As stated above, Japanese-American cooperation is the cardinal and constant aim of our foreign policy. With the concurrence of the United States Government we intend to pursue this policy in a manner different from and more effective than heretofore. We believe we must, first and above all, see to it that our people do not fall into the Communist trap.

The principal targets of Red propaganda are, needless to say, Japanese-American joint defense and Japanese-American economic cooperation. The Communists say: Japan is a vassal state of the United States and not an independent nation; Japan is a military base of the United States against the Soviet Union and Communist China and the Japanese people are employed as mercenary soldiers; Japanese economy is subservient to American interests, and is so devoid of independence that Japan is forbidden even from trading with countries the United States does not favor. These assertions shouted even from the Diet floor are apt to win acceptance under the existing circumstances, in

spite

spite of the endeavors of the Government for popular enlightenment.

The defense arrangements which we are envisaging will inaugurate a new relationship between Japan and the United States through a radical revision of the present defense formula. We submit that such arrangements as the Security Treaty and the Administrative Agreement should be replaced by an alliance of equals on the basis of mutuality. The existing Treaty and Agreement should be abrogated and a new arrangement made in the form of a mutual defense treaty such as those the United States has concluded with the Chinese Republic, the Philippines, and the Republic of Korea. It will elevate our status to an equal footing with the United States in so far as national defense is concerned. It will satisfy our people and take the wind out of the sails of leftist machinations bent upon destroying American-Japanese relations. We earnestly hope that the United States Government will give speedy approval to the above proposal. The plan, if carried out, will not only dispense with the knotty negotiations which must be repeated year after year with regard to our share in the defense expenditures, but will also deprive the Socialist parties and other leftist elements of a major butt of their vicious propaganda. No small contribution will thus

be

be made toward the promotion of closer cooperation between Japan and the United States.

5. War Criminals and Territorial Problems

There are not a few questions other than the defense problem which must be settled in the interest of closer cooperation between Japan and the United States.

The release of the so-called war criminals is a case in point. Despite the fact that ten years have elapsed since the end of the war and that we are emphasizing constantly the furtherance of co-operative relations between our two countries as the very keynote of our foreign policy, a number of war criminals are still held in prison, subjecting their families, scattered all over the country, to indescribable agonies. In the eyes of our people this situation does not stand to reason. We believe the war criminals should be given freedom forthwith for the sake of genuine and genial cooperation between our two peoples.

With respect to the Ryukyu and the Bonin Islands, it is, as is well known, the fervent desire of us all that the administrative right over them will be restored to Japan at an early date. Setting aside Iwojima where an American air base is said

said to exist, the return of administrative rights over the Bonins, where there are practically no military establishments, will prove an effective gesture on the part of the United States in demonstrating its good will toward Japan. At least as an immediate initial step, we hope that the United States Government will permit the former inhabitants of the Bonins to return to their home islands in accordance with our long standing request.

6. Self-sustaining Economy

It goes without saying that political independence must be coupled with economic independence. So long as the population increases yearly at the present rate of one million and the people are crowded into four narrow islands, poor in resources, our people cannot subsist without lowering the standard of living. Herein lies the major cause of social unrest. As mentioned above, economic stability is essential to combat successfully the subversive activities of the Communists and establish a truly democratic Japan. In order to stabilize our precarious national economy, we must increase production and expand foreign trade while taking every precaution against inflation. We appreciate the aid extended by the United States

since

since the war and trust that we may count on further American assistance directly and indirectly in the economic field.

Needless to say, our people themselves are prepared to do their utmost to accomplish, by dint of hard work and austerity, the economic reconstruction of our country. For this purpose the Government is also determined upon the realization of the six-year economic plan which is now being elaborated.

For the sake of achieving a self-sustaining economy, we should particularly like to invite the attention of the United States Government to our foreign trade. Important is the problem of improving the trade balance between Japan and the United States. In this connection, we shall have to study also the great potentialities of Japanese-American cooperation with regard to the economic development of Southeast Asia.

We believe that restrictions on trade with Communist China may now be relaxed to the same degree as those on trade with the other Communist countries in general without detriment to the interests of the free world. We request, therefore, that the United States Government will take the matter up and give it favorable consideration.

The purchase of American surplus farm products is beneficial to both Japan and the United States. We would like

to

to make the purchase again next year on appropriate terms. We also welcome American private capital such as will help promote our economic viability.

7. Conclusion

Today Japan is confronted with a grave challenge. A showdown is imminent between the leftists and the conservatives, or rather, between Communism and Democracy. Our political future, we believe, will be decided largely by the outcome of this fateful showdown, which could spell disaster to the nation.

We, who oppose Communism, are firmly determined to stabilize the political situation through consolidation of the conservative forces in order to reconstruct Japan as a free democratic nation. We aspire to become, in name and in fact, a stabilizing power in East Asia, thereby contributing effectively to the peace of the Pacific. For that, we fully realize that the closest possible cooperation with the United States should ever remain the foundation of our national policies.

Let me state in conclusion that my mission in visiting the United States is to promote a more realistic understanding on the governmental level and to advance yet further the

friendly

- 14 -

friendly and fraternal cooperation between the peoples of Japan and the United States so that my country, true to the earnest solicitude of our people for peace, may fulfill its responsibilities toward the stabilization of Asia.

14
20

極秘

外務大臣國務長官會談錄（第二回）

昭和三十年八月三十日

出席者次のとおり

日本側

米國側

重光大臣、河野大臣、岸民主党幹事長、井口大使、加瀬大使、松本官房副長官、千葉欧米局長、ダレス長官、ロバートソン国防次官、ラドフォード統合參謀會議々長、マクフィー國務次官代理、シーボルト國務次官補代理、グレイ国防次官補

われた。 本會談においては防衛問題に関し、左記のとおり意見の交換が行

重光 まず自分より防衛問題に関する自分の考えを披瀝する事とした。 （左記を朗読、英語原文別紙（一）参照）

「日本は直接間接の侵略に対する自己の防衛に対する責任を、次第に引受けることにより、一九五一年の安全保障条約前文に表明された米國の期待に応ずるよう常に努力してきた。さらに最近

に至りかかる方向に対する努力は一九五四年の相互防衛援助協定の締結に伴つて強化された。終戦後全く非武装化されたわが国はかくて一九五六年三月末には第一表に示す自衛力を保有しようとしてゐる。

終戦後の経済上財政上のあらゆる困難に際して、相互防衛援助協定その他により米国から供与された軍事援助がなかつたならば、わが国の防衛力増強は不可能であつたであらう。われわれはこのような援助に深く深謝してゐる。

しかしながらわれわれは上記の防衛力が充分でないことを認識してゐる。われわれは現在防衛増強のために一九五五年日本会計年度に始る六カ年計画を策定中である。この計画によれば、陸上兵力は一九五八年日本会計年度末までに十八万人、海上兵力は三万四千名、艦艇十二万三千九〇〇屯、航空兵力は航空機一千三百機、人員四万二千名に、一九六一年日本会計年度末までに増強されることとなつてゐる。年次毎の増強の詳細は第二表のとおりである。右の長期防衛計画の実現は日本経済の不斷の発展並に米国からの引続く援助の如何によることはいふまでもない。

われわれはこの計画は、米國が陸上部隊を手始めとして米軍を日本から逐次撤退することを可能ならしめるものと信じている。若し米國政府が右の米軍撤退の意志を明らかにするならば、一般國民の心理上有益な影響を及ぼすであらう。それは日本の国土防衛は日本國民自身の責任であることの充分な認識を日本國民に喚起し、自衛のための軍備反対論者の論拠を除去しまた國防計画を推進する政府の努力を容易ならしめること大であらう。

さらに六カ年計画案は日本政府に莫大な財政負担を課すものであり、またこの計画により可能となる米陸上部隊の撤退は米軍が日本における物資役務の調達に必要とする円経費を減少せしめることにかんがみ、米國政府が行政協定により現在日本が負担している防衛分担金を實質的に削減し且つかかる分担金制度そのものを究極的に廃止することについて考慮を払うことを希望する。

われわれは現行の安全保障条約に代る新たな防衛条約を締結することを目的として事態を再検討することが、両國の最高の利益に合致する時期が到来したものと考える。

安保条約調印の際は非武装化された日本は、集團安全保障機構

における平等の基礎を有するパートナーとして立つ地位になかつた。さらに当時の新憲法の解釈と財政的経済的困難の故に、日本政府は相互的基礎に立つ軍事的双務協定を締結することが不可能であつた。しかしながら今や日本は、現実に NATO または SEATO のある国の軍備を凌駕する軍事力を保有しておりまたそれは六カ年計画の上にさらに増強されようとしてゐることにかんがみ、現在の一方的安全保障条約に代る相互的基礎に立つ新防衛条約を両国間に締結する機運が熟してゐると考える。

かかる新条約は米国とオーストラリア、ニュージーランド、ヒッピン、韓国、中国等との間に締結されてゐる条約に倣い各締結国が西太平洋における他方の締結国の領土又はその行政管轄下にある地域に対する武力による攻撃は自国の平和と安全にとつて危険なものであることを認め、その憲法上の手続に従つて共通の危険に対応する行動をとることを宣言するといふ趣旨の相互防衛に関する規定を含むことができるであらう。」この基本的構想について貴方は同様に考えられるか否か承知したい。

ダレス　まず自分より一般的見解を述べた後ラドフォード議長をし

て具体的軍事問題についてコメントをしてもらうことにしたい。
日本の防衛力増強に依じて米軍を漸次撤退することが米国の政策である。米国はその軍隊特に地上兵力が不必要となり他のもの（自衛軍）で置き換えられるに至れば、日本に兵力を維持することは欲していない。在日米軍の減少に応じて分担金の削減も考慮する用意がある。

現行条約を新条約に置き換えることを考慮する時期は尚早ではないかと思う。実は新しい条約が受け入れられ支持を受けて実行され得るか如何かが未だ自分等には明確でない。

昨日大臣が共産主義の脅威に対抗する上の困難について述べられたことに、自分は強い印象を受けると同時に憂慮を抱いた次第である。大臣はステートメントで次のように述べられた。

共産党労働党社会党は国家再建のための基本的法案を葬るべく結集した。これらの法案は憲法調査会法案、国防会議法案を含み予算案にさえ反対した。彼等は米国との協力を促進することを目的とするあらゆる法案に反対した。

そこで自分は新条約態勢を真に実行性のあるアレンジメント

(practical working arrangement)

に する ため に 必要 な 支持 が 得 ら れ
 る か 否 か に つ い て 疑 を も た ざる を 得 な い 。 昨 日 自 分 の 得 た ビ ク チ
 ・ ア ー の 下 に お い て 、 安 保 条 約 に よ る 既 存 の 関 係 を 新 な 関 係 に 移
 す こ と に 躊 躇 せ ざる を 得 な い 。 わ れ わ れ は 現 在 の 日 米 関 係 を 多 と
 し 不 確 定 な も の に 移 る こ と を 欲 し な い 。 安 保 条 約 は 日 本 の 議 会 の
 大 多 数 を も つ て 批 准 さ れ 合 憲 的 基 礎 を 有 す る も の で あ る 。 新 条 約
 が 日 本 国 会 の 承 認 を 受 け 得 る か 否 か 即 断 出 来 な い 。 し か し こ の 問
 題 は 時 間 の 問 題 と 考 え る 。 自 分 は 日 本 が 安 保 条 約 の 前 文 に 述 べ ら
 れ て い る 防 衛 力 の 増 強 を 自 ら 進 ん で 実 行 す る こ と を 希 望 す る 。 自
 分 は 日 本 政 府 が 今 ま で 成 し て 来 た こ と を 過 少 評 価 す る も の で は な
 い 。 自 分 は 最 初 か ら 安 保 条 約 は 永 久 的 な も の で は な く 、 時 機 が 来
 れ ば 新 な コ ー ス が と ら れ る よ う 注 意 し て 来 た 。 日 本 が 自 衛 の 意 志
 を 固 め る に 従 つ て 再 考 し な け れ ば な ら な い と 最 初 か ら 考 え て い た 。
 し か し 今 の 所 そ の 時 期 は 来 て い な い と 思 う 。 近 い 中 に そ の 時 期 が
 来 る か も し れ な い が 目 下 の 所 そ れ は 明 確 で な い 。 非 友 好 分 子 の 防
 害 が 可 能 で あ る 現 在 の 時 期 が 、 安 保 条 約 に 変 更 を 加 え る べ き 時 期
 で あ る か 否 か 疑 わ し い 。 勿 論 何 れ は 現 在 の 情 勢 は 変 化 す る も の と

考えている。自分の見る所現在の国会における反対分子は日米関係の破壊を目的としている。一旦日米関係が破壊されれば停止する所を知らないであろう。貴大臣と会談できる現状が寧ろ望ましいのであつて、新条約について真面目に交渉する時期ではないと思う。

重光 貴長官の述べられる所は直接侵略に関係していると思うが、直接侵略に対して現条約は有効であると思う。自分は間接侵略に対処することが、より困難であると考え。即ち共産党の宣伝に對抗することが困難である。現態勢では共産党の勢力を増大するばかりである。われわれは共産党に対抗して戦わんとするものであるが、そのためには武器が必要であり、自分はその武器を求めているのである。現態勢においては共産党に対抗する武器を失うであろう。われわれは現行の不完全な条約に代つて新しい武器を考えなければならぬ。これは相互防衛条約である。自分は一夜の中にこのような切換を行うとは考えていない。防衛問題を充分研究して相互的基礎に立つよりよい案を考え出したい。

ダレス 条約の更改は現条約の予想している条件が達成されたときに行うべきである。新条約の締結は、日本がより有効に自由諸国との協力に貢献し得る様になり又共産主義に充分対抗し得る程度に強力になり且つ国会の支持が確保される時期に行わるべきである。今ここで新条約に切換えることはかえつて共産党に乗ずる機会を与えることとなる。新条約となつても共産党の宣伝は変らな

いであろう。共産党は如何なる条約を結んでも、それが米国との協力である限りこれに反対し米国の隷属国家であると非難するであらう。共産党の戦術は条約の条項を変えること——*Legal refinement*——によつて如何とも出来るものではない。

重光 自分は日本国民全体としての反応が重要であると考え。われわれは善良な国民を共産党の宣伝から守らなければならぬ。かれらの宣伝を骨抜きにしなければならぬ。あなた方は国民を啓発しろと言われるであらうが現態勢の下においては一般国民を啓発することは容易でない。

ダレス 共産党の宣伝は同様に行われるであらう。重光 共産党の宣伝が成功しその危険が増大しこれを制約することが不可能となるであらう。この際われわれは共産党に対する有効な対抗策を講じなければならぬ。

ダレス 条約を代えなければ共産党に対抗出来ないと言ふことであらば最悪の事態と言わざるを得ないが、自分はそうは考えない。日本が自己の力によつて強国となることをもつて共産党と戦うことが出来ると思ふ。米国は四十数カ国と条約を結んでいるが何

れの国においても共産党の攻撃を受けている。

重光 日米の関係は、米国と台湾、フィリピンの関係とは相違している。日本国民は何故日本が不平等でなければならぬか了解しかねている。われわれは国民に対し日本が再び平等になつたと言ふことが言いたいのである。

ダレス 共産党は何処の国でも同じことを言うに決つてゐる。フランスにおいてもドイツにおいても条約の形式如何にかかわらずそれらの国が米国に隷属してゐるとの同じ議論を主張してゐるのが実情である。

重光 日本においては若干事情が違つてゐる。仮令共産党が同じ戦術を用いてもその効果が他の国とは違つてゐる。新しい条約を採用すればよりよく共産党の宣伝に対抗出来ると考える。現在の趨勢では日本の立場はフィリピン台湾朝鮮と異つてゐる。

ダレス フィリピンとは軍事基地協定がある。日本もフィリピンと同様の協定を欲するの。

重光 フィリピンと同様平等の基礎における条約を希望する。現在の安保条約は日本に自衛力のない時に出来たものである。然し今

は日本は自衛力を保有している。

ダレス しかしその自衛力はアデグエイトではない。従つて条約は充分な自衛力が出来た時に考慮すればよいではないか、例えば三年経つてから考えてもよいではないか。

重光 しかし共同防衛態勢は今から考えられると思う。

ダレス 現在の安保条約は暫定的なものであることに異存はない。

問題は何時これを更改するかということである。貴大臣は共産党との関係から今直ちにこれを行う様述べられるが自分の共産党に対する長年の経験から見て、条約を改変することによつて共産党の宣伝が變つて来ると考えるのはイリエーションと考える。自分は条約を今直ちに更改するという議論にはインプレスされない。日本が充分自衛力を有するに至つた時期に条約の更改を計ることには同情的である。自分は日本の現情において野党の妨害が可能である程強力であることは憂慮に耐えない。

重光 自分は将来条約を作るために今から研究することを提案しているに過ぎない。自分は一夜にして条約が代えられるとは思つていない。

ダレス 条約更改の基礎となるべき条件を今から創り出す様努力すべきである。

重光 現在の安保条約態勢において自衛力増強を行うことはわれわれの義務であり必ず実行したい。しかし同時に安保条約態勢を再編成することを提案しているのであつて、それには時間を要するので今から検討を始めるのがよいと思う。

防衛増強計画完遂には三年又はそれ以上を要するが極力努力している。一方新たな基本的構想の下に条約の態勢を改善することを検討する時期が来ていると考える。貴長官が条約更改の時期が来たことに同意されないことには失望を禁じ得ない。将来の改善のために協力願いたい。

ダレス 日本の防衛力を増強する問題について話をしたい。この問題についてはラドフ・カード議長の見解を言わせて貰えば有益であると思う。

条約の準備は一日でも出来ると思う。必要な準備は日本自体において日本国民の支持の下になさるべきである。問題は如何にして真に自衛力を有する軍隊を作る意志を創り上げるかということ

である。

重光 その時期を早めたいと思つてゐるのである。

ダレス それは結構なことである。

ラドフォード 貴方の六カ年計画についてコメントいたしたい。但

し政治問題に触れた場合は私の個人的意見と考へて頂きたい。

この計画は日本の安全保障のためには充分でないと考へる。これは米国の援助への依存を前提としてゐる。在日米軍の半分は後方補給部隊即ちアグニシヤンのグループである。戦斗部隊は撤退出来るとしても日本側の計画には補給部隊の各種施設を運営する人員が含まれてゐない。日本の制服の人には必要性を承知してゐるが問題はかれらが充分な計画を立案することを許されてゐないことに存する。要するに未だ米軍と全面的に交替するには不充分である。米国としては軍事的立場からも兵員を本国に帰還せしめることを希望してゐるが、そうすることは現状においては未だ危険である。後方補給部隊は海空軍についても同様であり撤退を約束することは出来ない。

要するに戦斗部隊は別として補給部隊を増強すべきである。補

給部隊を維持する能力はNATOやSEATO諸国に比し、日本の方が大であると考える。日本は産業的にも経済的にもこれらの国に比し強大である。日本の計画は控え目に過ぎるので未だ撤退は出来ない。今撤退出来るという事はオネストでもなければ良心的でもない。

しかし自衛力の増強に応じて兵力削減を現に計画していることを申し上げたい。過去においても日本の増強より早い速度で米軍を削減して来た。しかし戦闘部隊と補給部隊は区別しなければならぬ。又陸軍の補給部隊は海空特に空軍の補給の主力を担当している。又空軍施設の防空も陸軍が担当している。現在約七万の陸軍中約半分が補給部隊である。結論として日本の計画は均衡がとれていない。(not well rounded)

重光 日本が補給部隊をも整備することについては協議し得ると思う。現在まで行われている協議には満足していないのか。

ラドフォード 協議は行われているが満足していない。

重光 協議がより満足なものになる機努力したい。

ロバートソン 日本の自衛力の規模、補給部隊の整備等につき日米共同委員会を作れば有益であると考え。米側としては在日大使館東軍司令官を代表としたい。委員会は最高レヴェルのものとする事が有益であると考え。

重光 この様な委員会は政府レヴェルのものではない方がよいと考える。

ロバートソン しからば日本側は誰を代表に考えられているか。

重光 防衛当局者が適当と考える。又協議は政府を拘束するものでなく単に勧告を行う諮問機関とすれば有益であると思う。

ロバートソン 日本側でメンバーを決め次第協議は始められると思う。

重光 しっかり委員会と同時に条約について検討しては如何
ロバートソン 主として防衛上の条件について協議するもので条約

そのものについては考えてはいないが条約について話合う時期を早めることになると思う。

重光 しかれば条約は在日大使と話合う事が出来ると思う。

ロバートソン しかり但し時期を待たねばならない。

グレイ 国防省は飛行場拡張問題について心配している。

日本側が計画に同意したことはエンカレッツディングであるが色々反対運動のある事はディスカレッツディングである。

重光 自分はこの様な反対を抑える方策を立てるために米国に来てゐるのである。

グレイ 飛行場拡張の必要性についても国民に説明を行い、行政協定の義務に止らず日本の防衛上必要であることを一層強調する必要がある。反対運動には対策が必要であるが米国側で出来る事は援助したい。

重光 米国は反対運動に対して警察力を使う事を望んでいるか。

グレイ 説得が望ましいと考える。

重光 戦後治安維持に必要な法令は撤廃され取締のために新立法が必要であるが、社会党が反対するので殆んど不可能である。

政治力が必要である。我々にはもつと背後の力を固める必要がある。武器が必要である。この武器は自分の提案する防衛の新機構である。共産党に對抗するには力が必要である。

ロバートソン この様な問題についても協議出来ると思う。グレイ氏は一般国民が充分理解していなと思うので国民に対する啓発を望んでいる。

重光 国民は政府の言う事に耳をかさない。警察力を用いねばならぬがこの事は左翼の乗ずる所となる。しかし飛行場拡張は約束したことであり政府は必要により強権を使用する決意である。反対は強大であるが *Resolute* ではない。共産党に對抗するために武器を求めたい。現在の方式では事態は悪化しなくとも改善はされないであろう。

ダレス 共同委員会はこの様な問題の解決にも役立つと考える。条約の問題は準備が出来た後協議すればよいと思う。

重光 現在の方式をそのまま維持しようという考えでは共同委員会も困難となる。

ダレス 共産党に對抗することが条約更改の唯一の理由であるなら

は失礼を願みずそれは全く誤り *totally wrong* であるとし上げたい。共産党は集団保障機構に入っている国に対しても同様のことを云い、各国の孤立化をねらっている。相互防衛取極によつて保護されている国のみが安全である。共産党の宣伝に對抗する唯一の途は、マグサイサイ・アデナウアーの如く米國と進んで協力し、米國が自由陣營の指導勢力であり米國の援助を受けこれを誇りとすることを國民に知らせることであると考える。米國の重要性を否むことは駄目である。もとより何時の日か条約の更改が實現することを望んでいる。提案された条約の下において、日本は本當に米國を援助することが出来るのか。未だ日本は相互防衛の能力がない。日本は國內の態勢を立て直さなければならぬ。私は昨日の大臣の話を聞いて憂慮している。

重光 長官は私の云わんとする所を諒解されていない。
ダレス 否、よく諒解している。米國は何処でも同じ經驗をして
る。「米國に支配 (*dominate*) されている」「アメリカン・ホーム
ム」と云われている。我々が全部本國に引上げ安全保障がなく
なれば共産側が侵入して来るであろう。自由諸國は夫々單獨では

自衛する能力はない。問題の解決は共同 (partnership) にある。各国が共通の目的に貢献することにある。かくして始めて事態は改善される。

重光 日本は自主的立場において協力せんとするものである。共産党は日本が米國に利用されていると宣伝している。

ダレス 彼等は何処でも同じ事を云っている。

重光 現在のままでは日本国民は独立を完成していないと考えている。

ダレス 今日完全に独立な国はない。すべて相互依存関係 (interdependence) に立っている。日本国民も相互依存関係を容認しなければならぬ。しからざれば孤立して次は本當に独立を失うであろう。

重光 現条約の立前は日本が自衛力をもたず米國に対して分担金のみを払うこととなつてゐる。従つて国民はこの様な事態の下では眞の独立国家ではないと考へてゐる。

ダレス 日本の防衛力増強米軍の削減に應じて分担金を減額することとは米國として容認出来る。

重光 日本は既に組織されている。日本が既に自衛力を有することに応じて現在の機構を改めるべきであると考える。

ダレス 自衛力が完備し憲法が改正されれば始めて新事態ということができる。現憲法下において相互防衛条約が可能であるか。

重光 しかし、日本は自らを守ることが出来る。

ダレス 日本は米国を守ることが出来るか。たとえばグワムが攻撃された場合はどうか。

重光 その様な場合は協議をすればよい。

ダレス 自分は日本の憲法は日本自体を守るためにのみ防衛力を保持出来るというのがその最も広い解釈だと考えていた。

重光 しかし、自衛が目的でなければならぬが兵力の使用につき協議出来る。

ダレス 憲法がこれを許さなければ意味がないと思うが如何。

重光 自衛である限り協議が出来るとの我々の解釈である。

ダレス それは全く新しい話である。日本が協議に依つて海外出兵出来ること云う事は知らなかつた。

重光 米国の場合協議を要するか。

ダレス 要しない。

重光 日本は海外出兵についても自衛である限り協議することは出来る。日本がこれを承認するか否かは別である。貴方においては同意されないが日本は既に防衛力を有し又これを更に増強することについて協議する用意がある。我々は日本の立場について考慮が払われることを期待する。貴方と対等の立場になる事について考慮されたい。現条約は対等でなく米国に依存している。われわれの希望は平等の立場で米国とパートナーとなる事である。貴長官は未だ時期でないと云われるが昨日の会談で述べているとおり自衛力の完遂に邁進する決意である。防衛問題に関する共同委員会の提案をも受諾する用意がある。

ダレス 我々は共通の考え方を共同コミュニケにおいて何とか表現出来ると思う。

重光 我々は平等を欲する。

ダレス 自分は安保条約が半独立を規定したと云う解釈には同意出来ない。条約は常に主権を制限するものであるが、この事は従属性を意味するものではない。勿論平等ではない。完全な平等は不可能である。日本が米国の防衛に当り得る時期が来る迄は眞の平等とゆう事はないであろう。

重光 諸国の関係は理論上平等でなければならぬ。

ダレス 日本は完全な主権国である点において何れの国にも劣らない。不平等の取扱を受けていると考えるのは誤りである。

重光 安保条約のもとでは平等の取扱を受けていない。毎年分担金の交渉をしなければならぬ。

ダレス それは甚だ遺憾である。何とかそれは避けねばならぬ。しかしNATO諸国においては毎年十二月各国の寄与すべき兵力について交渉をしているのが実情である。これは相互安全保障にはつきものである。これ等の交渉をより自動的に融和的に行う様にしたものである。NATO諸国との交渉は矢張り不愉快なものである。しかしこの交渉を全然なくしてしまふ事は出来ない。ラドフォード 元より日本の防衛増強に依じて分担金は削減しなけ

ればならない。共同委員会で協議することが適當と考える。

重光 この委員会を通じ分担金計算の基礎になる資料として在日米軍に関する情報が欲しい。

ダレス それは委員会を通じ話合う事が出来ると思う。

重光 今迄の長官のお話を伺いその意図する所を recapitulate するところなるものになると思うが如何。

第一に、貴長官は新防衛条約を直ちに締結することは時期尚早であると云われたが、自分は原則論としては、貴長官も同意されたものと了解する。

第二に、他方日本の国内情勢上、相互的基礎に立つ米國との新防衛条約に基く防衛機構の樹立が不可欠である。

第三に、以上に鑑み、自分は日本の防衛力が国防の為適切に見られる規模に到達し次第に、現行安保条約に代るべき新たな相互防衛条約の準備の為の、作業を直ちに開始することを提案する。

第四に、この様な作業は通常の外交々渉を通じて継続されるものとする。

ダレス 書き物で検討したい（注、之は改めて書き物とせず事務当

岸 局で相談の上合意の趣旨をコミュニケに盛り込むこととした。

更政すると云われた事に感謝する。外務大臣の言われる共産党の脅威に対し対抗する為の根本対策は国民生活経済生活の安定が第一と考えらる。その為には強力な安定政権が必要なのであつて我々は今真剣に保守合同に努力している。これが完成すれば経済計画を有力に推進することが出来、経済力の増進に依じて自衛力の増強も可能となる。眞の対共産党対策は政治勢力の結集である。それによつて経済安定対共産党手段も可能となつて来る。従つてこの事が出来る事態となれば当然米軍の撤退並びに現在の条約の改正も現実の問題として可能となつて来る。

共同委員会を通して充分意見を交換し我方の考え方を実現したいと考えるので米側側の了解を求め従来と変らぬ助力を望み度い。ダレス 私は日本が世界の強国としての地位につくことを期待している。この為には米側は努力して来た。そうでなければ援助もせず安保条約の締結、ガット加入の援助もなさなかつたであらう。これはすべて米側が日本が再び強国として正当な地位に復帰すること

とを望んでいるからである。しかし米国に反対の立場をとることが当面の問題を解決する唯一の道であるとの考え方には憂慮を禁じ得ない。そうゆう事はないと自分は信ずる。

米国はかつて日本が強国として復帰することを邪魔したことはない。今日日本の事態が困難であることはわかるが、この事態は遠からず変化し、日本は日本自体のみのためではなく他国の為にも力を尽し得る日の到来する事を期待する。我々は引上げたい。台湾からも引上げたい。唯今日はそれが出来ない。その日が早く来る事を望んでいる。日本が世界の主要国となることを望んでいるが米国に背を向けてはそれは出来ないと思う。日本は共産主義者にこびてはいけな。我々は感謝されたいと思つてはいない。

重光 我々は共産主義者を喜ばせる考えは毛頭ない。我々は彼等と斗わんとするものであつてそのためこそ条約の更改を求めているのである。

当日のプレスリリース（別紙に参照）について打合せ午後五時半散会

第一表

昭和三十一年三月末における自衛隊兵力

陸上自衛隊		一
自衛官人員		一五〇、〇〇〇
編成		
方面隊司令部		二
管区隊		六
戦闘団		二
海上自衛隊		
自衛官人員		二〇、三八八
船艇		
種類	数量	
D D	四	
D E	五	
P F	一八	
パトロールクラフト	一六	
S S	一	

人員	總計	T 33	T 6	T 34	計	C 46	F 86	F F	種類	航空機	航空自衛隊	航空自衛隊	合計	B E L L	J R B
二、三五〇	四一七	三四七	六八	一五六	一二三	七〇	一六	五四	數量	一一、五〇〇	八三	三四	八三	三四	三四

防衛力整備計画防衛庁試案

第二表

区 分 \ 年 度		29	30	31	32	33	34	35	36
陸上自衛隊	制 服	13万	15万	16万	17万	18万			18万 管区隊6 機甲隊4
	一般職員	1万	1.2万	1.3万	1.4万	1.5万			1.5万
海上自衛隊	予備自衛官	0.15万	0.5万	0.8万	1.1万	1.4万	1.7万	2万	2万
	年度末就航 予定艦艇	66,990 屯	75,200 屯	81,000 屯	84,650 屯	89,750 屯	95,770 屯	108,980 屯	123,900 屯
航空自衛隊	航空機 含ヘリコプ ター()	42 (9)	83 (8)	121 (9)	139 (19)	155 (17)	167 (17)	179 (17)	179 機内ヘリコプター17機 人員計 約3.4万
	実 用 機	18	70	168	332	516	684	777	777 戦闘機隊27 (F86F21) (F86D 6)
航空自衛隊	練 習 機	183	347	439	474	498	616	616	516 偵察機隊 3 輸送機隊 3 初 級130 基 本156 ジェット 230 レーダー基地 4,600人 要地防空4大隊2,400人 人員計 約4.2万

備考 本計画は次の米国援助が与えられることを前提としている。

- 陸上自衛隊の装備品甲類
 - 増員のための初度装備分
 - 更新分(漸次国産化する)
 - 補修用部品(漸次国産化する)
- 海、空自衛隊の航空機
 - 但しF86F、T-33Aの生産に関する
 - 日本負担部分を逐次増加する
- 海上自衛隊新造艦艇の搭載武器
- 各自衛隊の訓練用弾薬

別紙(二)

(新聞発表)

重光外務大臣とその一行は本日午後三時國務省において、ダレス國務長官、ロバートソン国防次官その他と会談した。

本会談は現在行われている会談の第二回目である。本日の会談は主として、防衛と安全保障の各種問題についての友好的意見交換に關係するものであり、両国の防衛關係より生ずる多數の問題に亘つた。